

# 難病医療費助成制度（高額かつ長期）の見直しについて

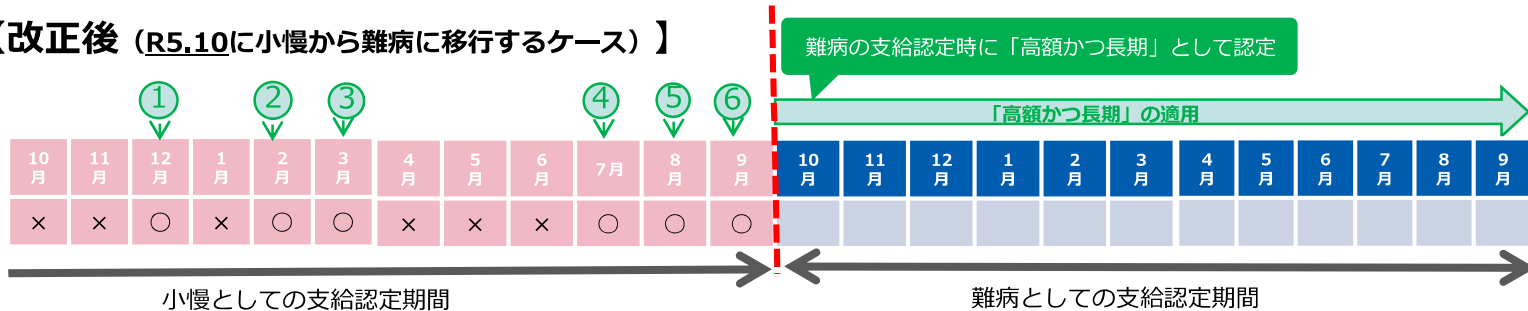
## 改正概要

- 特定医療費の受給者のうち所得の階層区分が一般所得 I 以上の者について、**支給認定を受けた指定難病に係る月ごとの医療費総額が5万円を超える月が年間6回以上ある場合は、月額医療費の自己負担をさらに軽減**している。（次頁「指定難病及び小児慢性特定疾病の医療費助成の自己負担について」参照）
- 「医療費総額が5万円を超える月が年間6回以上ある場合」について、小慢制度から難病制度に移行する患者への配慮の観点から、**難病の支給認定を受ける以前の小児慢性特定疾病医療費の実績もカウント**できることとする。



※ 高額かつ長期は、通常の医療費助成を受けてもおお医療費の負担が重い患者に対して行うものであるため、特定医療費の支給認定を受けた月以降の医療費総額について勘案している。

## 【改正後（R5.10に小慢から難病に移行するケース）】



現行：難病医療費（特定医療費）の実績のみカウント可。  
 改正後：特定医療費に加え、難病の支給認定を受ける以前の小児慢性特定疾病医療費の実績もカウント可。